謝金及び旅費に関する規程

（目 的）
第1条 この規程は、一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下「本会」という。）が依頼する講師及び公認審判員、講演等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

（支払対象者）
第2条 謝金の支払対象者は，本会の常勤役員及び職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものする。

（謝金の種類）
第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。
（1） JJRU公認インストラクターによる指導等実施の対価
（2） JJRU公認審判員による審判実施の対価
（3） 講演、講座実施の対価
（4） 大会、イベントに関する業務の対価
（5） その他

（謝金の額）
第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。
なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

(旅費の構成)
第5条 旅費は、必要時、交通費、宿泊費を支払う。

(交通費)
第6条 交通費は、時間、距離等を勘案して経済的な交通機関、旅程によることとし、原則として実費を支給する。
2 支給対象者が公共交通機関を使用した場合は、旅費交通費の支払いを証明する領収証等、旅費交通費用の内訳が分かる資料を本会に提出しなければならない。
3 原則として、支給対象者の自家用車の使用を認めないが、やむを得ず使用が必要な場合は、車の使用を申請し、本会の了承を得ること。ガソリン代は実費での支給とし、支払いを証明する領収書等を提出しなければならない。また、高速道路を使用した場合は、高速道路料金の支払いを証明する領収証等、高速道路料金の内訳が分かる資料を本会に提出しなければならない。

(宿泊費)
第7条 支給対象者が宿泊を要する場合は、原則として平日1泊10,000円(税込)、休日1泊1,2000円（税込）を上限とし、宿泊費の実費を支給する。尚、ホテルの朝食代を含んでもよい。
2 支給対象者が宿泊した場合は、宿泊費の支払いを証明する領収証等、宿泊費用が分かる資料を本会に提出しなければならない。

（領収書の収受）
第8条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を収受しなければならない。なお、インターネットバンキング、銀行振込による支払の場合はこの限りではない。

（支払期日）
第 9 条 イベント実施日から、翌月末までに必要な領収書を受領し、翌々月末までに謝金と経費を支払うことを原則とする。

（所得税の源泉徴収及び納税）
第10条 謝金の支払いに際して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

（補則）
第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

（規程の改廃）
第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則
1.　この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

区分	労務内容	対象者	単位 （上限単位金額）	支払限度額	備考	旅費交通費
（1） JJRU公認インストラクターによる指導等実施の対価	学校等への指導派遣事業	JJRU公認インストラクター	別紙の講師費計算表を参照			東京23区内は謝金込。他地域は別途支給
	その他の事業		都度、対応			都度、対応
（2） JJRU公認審判員による審判実施の対価	計測の審判	C級公認審判員	5,568円/回	11,137円	1回の上限時間は4時間とし、超える場合は1時間ごとに＋1,392円とする。	謝金込
	フリースタイルの審判	B級公認審判員	16,705円/回	16,705円	1回の上限は8時間とする	別途支給
		A級公認審判員	22,274円/回	22,274円		
（3） 講演、講座実施の対価	講演	講演者	22,274円/回	44,548円	1回の上限は2時間とする	原則、 別途支給
	講座	講座講師	11,137円/時間	55,685円		
	司会	司会	22,274円/回	44,548円	1回の上限は4時間とする	
	通訳	通訳者	11,137円/回	22,274円	1回の上限は4時間とする	
（4） 大会、イベントに関する業務の対価	大会・イベント等の運営に関わる業務	司会	4,176円/時間	33,411円		謝金込、遠方の場合は別途支給
		映像	4,176円/時間	33,411円		
		運営役員（大会実行委員会等）	4,176円/時間	33,411円		
		運営スタッフ（通訳・撮影技術または特殊な技能を有すると認められたもの）	2,784円/時間	22,274円		
		医師	5,568円/時間	44,548円		
		看護師・トレーナー	4,176円/時間	33,411円		
	選手強化活動により強化合宿・国際大会参加に関わる業務	役員・強化スタッフ	4,176円/時間	33,411円		原則、 別途支給
		看護師・トレーナー	4,176円/時間	33,411円		
		支援スタッフ（通訳・撮影技術または特殊な技能を有すると認められたもの）	2,784円/時間	22,274円		
		支援スタッフ（上記に該当しないもの）	1,392円/時間	11,137円		
（5）その他	その他	その他	都度、対応			

＊イベント中の食事は原則、支給する。